

中華人民共和國國務院令 526 号

汶川地震震災復興再建条例

(汶川地震災后恢復重建条例)

2008 年 6 月 4 日國務院第 11 次常務會議通過し、ここに公布し、公布の日から施行する。

総理 温家宝 2008 年 6 月 8 日

翻訳・東アジアまちづくり研究会
(担当 垂水英司 鄧奕)

第1章 総則

第1条 汶川地震震災復興再建を強力に、手順よくかつ効果的に推進し、積極的かつ確実に被災者の正常な生活、生産、学習、仕事条件を回復し、被災地の経済社会的回復及び発展を促進するため、「中華人民共和国突発事件対処法」及び「中華人民共和国防震減災法」に基づき、本条例を制定する。

第2条 震災復興に当っては、人間本位、科学的計画、統籌兼顧（統一して計画し各方面へも配慮）、段階実施、自力更生、国家支援、社会扶助の方針を堅持する。

第3条 震災復興再建は以下の原則を遵守する。

- (一) 被災地の自力更生、生産自救（生産による自力救助）と国家支援、対口支援（1対1の支援）を結合する
- (二) 政府主導と社会参加を結合する
- (三) 現地復興再建と隔地新建設を結合する
- (四) 品質確保と効率重視を結合する
- (五) 当面の対処と長期の視点を結合する
- (六) 経済社会発展と生態環境資源保護を結合する

第4条 各級人民政府は震災復興再建に対する指導、組織及び調整を強化し、必要に応じて震災復興再建調整機構を設立し、震災復興再建事業の組織調整をしなければならない。

県級以上の人民政府関係部門は当該人民政府の統一的指導の下、職責分担に応じ、密接に連携し、効果的措置をもって、共同して確実に震災復興再建事業をしなければならない。

第5条 被災地の各級人民政府は自力更生、刻苦奮闘、勤勉節約に努め、多方面から資金、物資を募集し、震災復興再建を推進しなければならない。

国家は震災復興再建に対し財政的支持、税収優遇や金融支援を与え、さらに物資、技術、人材などを積極的に提供する。

国家は国民、法人その他の組織が震災復興再建活動に積極的に参画するよう奨励し、震災復興再建に先進技術、設備や材料を採用するよう支援する。

国家は外国政府や国際組織が提供する震災復興再建のため必要とする援助を受け入れる。

第6条 震災復興再建活動に対し突出した貢献を行った部門や個人には、国家の関係規程に基づき表彰や奨励を与える。

第2章 仮住まい措置（過渡的安置）

第7条 震災地の被災者の仮住まい確保については、震災地の実情を鑑み、現地方式と外部方式、集中方式と分散方式、政府による方式と親戚縁者や自力による方式を結合しなければならない。

政府は親戚縁者や他の方式によって自力で仮住まいを確保する被災者には適切な補助を支給する。具体的方法は省級人民政府が制定する。

第8条 仮住まいの場所は交通条件が便利で、被災者が生産や生活を回復しやすい区域を選び、地震活動の断層や洪水、斜面崩壊、土石流、地面陥没、落雷など災害発生の恐れがある区域、ならびに、可燃物・爆発物などの危険品を貯蔵する工場や倉庫は避けなければならない。

仮住まいの確保については、廃棄地や空地を活用し、可能な限り農地の占用はせず、する場合も少しに留め、さらに、自然保護区、飲用水水源保護及び生態脆弱区の破壊は避けなければならない。

第9条 被災地の各級人民政府は、実態に基づき、地域の実情に合わせて、被災者の仮住まい場所を手配する。仮住まい場所はテント、テント小屋、条件があれば簡易住宅、プレハブ住宅を使う。仮住まい場所の手配が困難であれば、学校の運動場や安全を評定した上体育館を臨時避難場所にすることができる。

国家は被災地の農村住民が安全性を確保した仮住まいを自ら建設することを奨励し、補助を支給する。具体的方法は省級人民政府が制定する。

第10条 仮住まいに用いる物資はその品質安全を保証しなければならない。生産機関はテント、テント小屋の質を確保しなければならない。建設機関、生産機関は合格した品質の建築材料を採用し、簡易住宅、プレハブ住宅の安全品質と耐震性能を確保しなければならない。

第11条 仮住まい拠点は水道、電気、道路など基礎施設を整え、学校、診療所、集合給水所、公共トイレ、ごみ集積所、日常用品供給所、少数民族特需品供給所および必要な社会教育施設など一連の公共サービス施設を建設し、被災者の基本的な生活需要を確保しなければならない。

仮住まい地点の規模は適度なものとし、必要な避雷設備を備え、消防緊急通路を確保し、相応の消防設備を配し、火災や落雷災害の発生を防止しなければならない。

第12条 仮住まい場所には防火、防風、防雨の機能を備えなければならない。

第13条 プレハブ住宅は重大な被災区や隔地移転が必要な被災者で、特に住宅が倒壊し短期に復興再建が困難な罹災家庭、妊婦、乳幼児、孤児、独居老人、障害者、さらには、学校、医療など公共サービス施設に優先的に提供しなければならない。

第14条 仮住まい場所、仮住まいの資金や物資の分配と使用は、公開透明、定期的公表、関係機関と社会の監督を受けなければならない。具体的方法は省級人民政府が制定する。

第15条 仮住まい用地は臨時的用地処理に基づき、先行して使用し、事後に法的な用地関係手続きを行うことができる。時期が来ても恒久的用地に戻らなければ、復旧して元の土地使用者に返還しなければならない。

第16条 仮住まい用地が所在する県級人民政府は、関係部門を組織し、二次災害、飲用水水質、食品衛生、疫病発生状況の監視・測定や流行病調査および衛生環境整備を強化しなければならない。使用する消毒剤、洗浄剤は環境保護の基準を満たし、土壌、水資源、環境などを汚染しないようにする。

仮住まい用地の所在する公安機関は、治安管理を強化し、違法行為を迅速に処罰し、正常な社会秩序を維持しなければならない。

被災者は、仮住まい用地の所在する県、郷(鎮)人民政府^{注2}の組織のもと、治安、消防連隊を設立し、治安、消防見回りなど自主的防犯防火活動を行わなければならない。

第17条 被災地の各級人民政府は、被災者と企業を組織し生産自救活動を展開し、積極的に生産を回復するとともに、被災者の心理援助活動をおこなわなければならない。

第18条 被災地の各級人民政府および政府農業行政所管部門は、適宜被災した農業生産施設の修復を進め、速やかに耕作を行い、農業生産技術指導を提供し、農業物資や農業機械設備の供給を保障しなければならない。

第19条 被災地の各級人民政府および政府関係部門は、優先して電気、水道、ガス供給企業を組織し生産を回復するようにし、大型中堅企業の生産回復のための支援を提供し、工業生産、サービス業の全面回復のための条件を提供しなければならない。

第3章 調査評価

第 20 条 国務院関係部門は地震災害調査評価を行い、地震災害復興再建計画を策定するため根拠を提供する。

第 21 条 地震災害調査評価は下記事項を含む。

- (1) 都市部（城鎮）や農村部（郷村）が受けた被害程度と数量
- (2) 死傷者の情況、建物被災程度と数量、基礎施設、公共サービス施設、工業農業生産施設と商業貿易流通施設の被害程度と数量、農用地の被災程度と数量
- (3) 仮住まいが必要な人数、救助が必要な負傷者数、援助が必要な独居老人や未成年者の人数、提供が必要な住宅の量、復興再建が必要な基礎施設、公共サービス施設、復興再建が必要な生産施設、農用地の被災程度と整備や再造成を要する数量等
- (4) 環境汚染、生態被害及び自然や歴史文化遺産の被災情況
- (5) 資源環境容量及び地質災害、地震の二次災害や潜在危険因子等
- (6) 水文地質、工事地質、環境地質、地形地貌及び河勢や水文情勢、大型水利水道電気工事の影響情況
- (7) 公共衛生事件の発生やその潜在危険因子
- (8) その他震災復興再建計画策定のため調査評価が必要な事項

第 22 条 県級以上の人民政府は各自の職務分担に基づき、関係部門や専門家を組織し、重大な損害を受けた水利、道路、電力などの基礎施設、学校などの公共サービス施設さらにその他の建設工事に関し、工物品質や耐震性能鑑定をし、資料や見本を保存するとともに、地震活動によって建設工事が受けた被災メカニズムの調査評価を進め、建設工事耐震設計規範及び建設工事基準の改定のため、耐震対策に対する措置に科学的根拠を提供する。

第 23 条 地震災害調査評価は全面調査評価、実地調査評価、総合評価方式を採用し、データ資料の真実性、正確性、適時性や評価結論の信頼性を確保しなければならない。

地震部門、地震観測拠点ネットは地震前、地震中、地震後のすべての資料や情報を保存し、データベースを整備しなければならない。

地震災害調査評価を進めるには、国家の法律、法規及び関係技術標準や基準を遵守しなければならない。

第 24 条 地震災害調査評価報告は、適時速やかに国務院に報告する。

第 4 章 復興再建計画

第 25 条 国務院発展改革部門は、国務院関連部門や被災地の省級人民政府と共同して震災復興再建計画を策定し、国務院の承認を受けた後実施する。

震災復興再建計画は、震災復興再建総合計画と都市部システム計画、農村建設計画、都市農村住宅建設計画、基礎施設建設計画、公共サービス施設建設計画、生産力配置と産業調整計画、市場サービス体系計画、防災減災及び生態修復計画、土地利用計画など分野別計画を含まなければならない。

第 26 条 被災地の市、県人民政府は省級人民政府の指導のもと、その行政区域の震災復興再建計画を策定しなければならない。

第 27 条 震災復興再建計画の策定に当たっては、全面的に科学的発展観の立場を貫徹し、人間本位を堅持し、被災者の基本的生活や公共サービス施設の復興再建を優先しなければならない。科学を尊

重し、自然を尊重し、資源環境容量を十分考慮する。統籌兼顧（統一して計画し各方面へも配慮）のもと、工業化、都市化、新農村建設、主要機能地区建設、産業構造高度化などを結合して推進するとともに、部署の統一、責任の分担、緩急の区別、重点の強調、相互の連携、上下の協調、規範に従い順序よく、法に基づく推進の原則を堅持する。

震災復興再建計画の策定は、法律、法規や国家関連標準を遵守しなければならない。

第 28 条 地震災害調査評価で得られた地質、地盤調査、測量、水文、環境等の基礎資料は、震災復興再建計画策定のための根拠としなければならない。

地震業務主管部門は、地震地質、地震活動特性の研究成果と震度分布状況に基づいて、地震動パラメーター区分図と照合し、震災復興再建計画の策定と建設工事耐震措置推進のための根拠を提供しなければならない。

第 29 条 震災復興再建計画は、地震災害状況と区域分析、復興再建原則と目標、復興再建区域範囲、復興再建空間構造、復興再建課題と政策措置、科学的価値のある地震遺跡、遺産の保全、損害を受けた文物あるいは歴史価値や少数民族の特色を持つ建築物・構築物の修復、実施順序と段階などの主要内容を含めなければならない。

震災復興再建計画は、都市と農村の構成、住宅建設、基礎施設建設、公共サービス施設建設、農業生産施設建設、工業生産施設建設、防災減災と生態環境および自然資源と歴史文化遺産保護、土地整理や再造成などを重点として計画しなければならない。

第 30 条 被災地の中央政府に所属する企業生産や生活等に係る施設の復興再建は、震災復興再建計画の中に入れて統一して計画する。

第 31 条 震災復興再建計画の策定に当たっては、関連部門、専門家の参加を求め、また、被災地の被災者の意見を十分に聞かなければならない。重大な事項については関係方面の専門家によって特別テーマの論証をしなければならない。

第 32 条 被災地内の都市部や農村で完全な破壊を受けている、重大な安全上の危険因子を抱えている、あるいは、人口規模が環境容量を超えているなど、外部で新建設が必要となり土地を選定する場合は、地震活断層もしくは生態破壊や洪水の恐れのある地区、斜面滑落、崩壊、土石流、土地陥没などの災害区域及び伝染病自然疫病発生地を避けなければならない。

被災地の県級以上の地方人民政府は、新建設地区について関係部門や専門家を含め論証を進め、公衆の意見を聞いた上、一級上の人民政府の承認をえなければならない。

第 33 条 国務院が承認した震災復興再建計画は、震災復興再建の基本的根拠として、速やかに公布しなければならない。いかなる機関・団体（単位）や個人も法に基づいて承認公布された震災復興再建計画を尊重し、計画管理に従わなければならない。

震災復興再建計画の根拠とした基礎資料の改訂、その他客観条件の変化により変更を要する時、あるいは、復興再建事業に変更を要する時、計画策定編成機関が改訂意見を提出し、国務院の承認を受ける。

第 5 章 復興再建の実施

第 34 条 被災地の省級人民政府は、震災復興再建計画と当該地の経済社会発展水準に基づいて、計画的、段階的に震災復興再建を推進しなければならない。

国務院の関係部門は、震災復興再建事業について支援、協力、指導をしなければならない。

都市部の復興再建は、元の都市や町の総合計画を十分考慮に入れ、少数民族の建築特色を重視し、

合理的な都市の建設規模や標準を確定するとともに、耐震性能の要求を満たさなければならない。

第 35 条 発展改革部門は、震災復興再建の統一的計画調整、政策提言、投資計画、組織協調や重要建設事業実施の責を負う。

財政部門は関係機関と共同し、資金計画や政策提言を提出し、復興財政再建財政資金の支給及び管理に責を負う。

交通運輸、水利、鉄道、電力、通信、放送メディアなどの部門は、職務分担に照らし、基礎設備の震災復興再建に取り組む。

建設部門は家屋や市政公用施設の震災復興再建に取り組む。

民政部門は、応急時の基本的な生活保障、生活困難の救済、農村の被災家屋の復興再建補助、社会福祉施設の復興再建及び孤児、独居老人、障害者の安置、補助、心理ケアや負傷の回復に取り組む。

教育、科学技術、文化、衛生、放送メディア、体育、人材資源の社会保障、商務、工商などの部門は、職務分担に照らし、公共サービス施設の震災復興再建、衛生防疫や応急医療、就業サービスや社会保障、重要な生活必需品提供や市場秩序維持に取り組む。高等学校、科学技術研究開発機構は、関係課題のテーマ研究を強化し、震災復興再建に対し科学技術の支援を提供しなければならない。

農業、林業、水利、国土資源、商務、工業などの部門は、職務分担に照らし、動物の疫病状況監視、農業生産施設の復興再建や農業生産条件の回復、震災復興再建用地の確保、土地整理や再造成、地質災害の回復予防、商業・貿易・流通、工業生産設備の復興再建に取り組む。

環境保全、林業、民政、水利、科学技術、安全生産、地震、気象、測量などの部門は、職務分担に照らし、生態環境保護や防災減災、安全生産の技術保障及び公共サービス施設の復興再建の責を負う。

中国人民銀行と銀行、証券、保険監督管理機構は、職務分担に照らし、震災復興再建金融支援やサービス政策の制定と実施に責を負う。

公安部門は被災地の社会秩序の維持と安定に責を負う。

税関、出入国検査検疫部は、職務分担に照らし、法に基づいて復興再建物資の輸入、海外義援物資の通関、検査検疫に責を負う。

外交部局は、職務分担に照らし、震災復興再建の渉外活動に関係機関と共同して進める。

第 36 条 國務院地震業務主管部門は、文物などの関連部局と共同して専門家による震災廃墟の現場調査を行い、典型性、代表性、科学的価値や記念的意義を持つ地震遺跡、遺産の範囲を確定し、地震遺跡博物館を建設する。

第 37 条 被災地の省級人民政府は、民族事務、建設、環境保護、地震、文物などの部門や専門家によって、地震災害調査評価結果に基づいて、整理保護計画を策定し、地震遺跡、遺産や文物保護機関および歴史価値や少数民族の特色を持つ建築物、構築物の保護対象やその範囲を明らかにし、國務院の承認を得た上実施しなければならない。

第 38 条 地震災害現場の整理保護は、人の生命の兆しが無く、重大な伝染病がない状況を確認したうえで、組織的、科学的、統籌兼顧（統一して計画し各方面へも配慮）、保護の重視の原則に基づいて実施しなければならない。地震災害現場に人の生命の兆しを発見したときは、直ちに救援をしなければならない。

第 39 条 整理保存計画で特定した地震遺跡、遺産は、保護範囲については有効な措置で保護し、速やかに応急措置をし、科学研究価値を有する技術資料や実物見本を収集し、全体的風貌に影響しない

場合は、倒壊危険がある建築物、構築物に必要な補強を加え、廃墟の中の有毒、有害な廃棄物、残留物には必要な整理をしなければならない。

文物保護機関は、現地保護を実施しなければならない。なお保存可能で移動不可能な文物もしくは歴史価値や少数民族の特色を持つ建築物、構築物および歴史建築については、補強などの保護措置をとらなければならない。原型をとどめないが将来復元が可能な場合は、映像資料を収集整理しなければならない。

館蔵文物、民間収蔵文物など移動可能な文物や無形文化遺産の資料等は、すみやかに応急手当、整理、登録し、整理した移動可能な文物や無形文化遺産の資料等を安全な地点に運搬し適切に保管しなければならない。

第40条 地震災害現場の整理については、整理保護計画の分区、分類に従って進めなければならない。整理した罹災者の遺体処理は、当地の少数民族の伝統習慣を尊重しなければならない。整理した財産については、その種類、特徴、数量、整理時間、地点などの状況を詳細に記録した台帳を適切に保存しなければならない。条件があれば、罹災者家族や所有権者に現場に来るよう通知することができる。

整理した廃棄危険化学品やその他廃棄物、残留物は、分類処理を実行し、国家の関係規制を遵守しなければならない。

第41条 被災地の各級人民政府は被災地における動物疫病の防御管理活動を実施しなければならない。動物の死体は、焼却等無害化処理を施し、重大な疫病の発生を防止しなければならない。

第42条 現場の整理過程で取り壊しあるいは解体した建築廃材および仮住まい期間終了後再使用しないプレハブ建物について、回収可能なものは再利用しなければならない。

第43条 震災復興再建は、交通、鉄道、通信、水道、電気、住宅、学校、病院、社会福祉、文化、放送テレビ、金融など基礎施設や公共サービス施設の建設を統一的、計画的に進めなければならない。

都市部の震災復興再建は、市政の公用施設、公共サービス施設その他施設を総合的に考慮し、合理的な建設規模やスケジュールを決めなければならない。

農村部の震災復興再建は、農民の要望を尊重し、村民自治組織の役割を發揮し、自力建設を主体に、政府補助、社会扶助、対口支援を活用し、地域に適した方法で、土地は節約集約利用し、耕地を保護しなければならない。

被災地の県級人民政府は、関係部門を組織して住宅建設地の選択について村民を指導し、当地の実情に適合する各種の村民住宅設計図を提供して、村民の選択に供さなければならない。農民住宅は耐震性能を満たすとともに、地方性、民族性や伝統様式を持たなければならない。

第44条 許可を得た震災復興再建事業は、土地利用総合計画に基づいて、土地使用の手配を先行し、建設しながら申告・決定する方式で、関係規程に照らして用地手続きを行うことができる。地震災害によって被害を受けた耕地、農田道路、補修救済応急用地、仮住まい用地、廃棄された市街地、村落や工鉱業跡は、法に従って土地整理や再造成し、地質災害に対処しなければならない。

第45条 國務院の関係部門は被災地の地震動パラメーター、耐震性能要求、工事建設標準について再審査をしなければならない。改訂が必要な場合、適宜改訂しなければならない。

被災地の耐震性能要求と工事建設標準については、改定後の被災地の地震動パラメーターに基づいて、相応の改定をしなければならない。

第46条 被災地でまだ使用可能な建築物、構築物や施設については、被災地の耐震性能要求に照らし鑑定し、鑑定結果によって補強、改築の措置をとらなければならない。

第47条 震災復興再建事業の位置選定は、震災復興再建計画や耐震性能、防災減災要求に合致し、地

震活断層、生態脆弱地区、重大災害発生の恐れがある地域や伝染病ないし自然疫源地を避けなければならない。

第 48 条 設計機関は、厳格に耐震性能要求と工事建設強制的基準に基づき、耐震設計の品質や提出した施工図の正確性に責任を負わなければならない。

施工機関は、施工図、設計図書や工事建設強制的基準に基づいて施工し、施工の品質に責任を負わなければならない。

建設機関、施工機関は、施工図、設計図書や国家の関係標準に規定された材料、組立品や設備を選定しなければならない。

工事監理機関は、施工図、設計図書や工事建設強制的基準に基づいて監理を実施し、施工品質に関して監理責任を担う。

第 49 条 国家関係規定に基づき、震災復興再建工事の竣工検査を行うときは、工事が耐震性能要求に適合しているか否かを重点に検査しなければならない。耐震性能要求に適合していなければ、竣工検査報告を提出できない。

第 50 条 学校、病院、体育館、博物館、公民館、図書館、映画館・劇場、マーケット、交通ターミナルなど人が密集する公共施設については、当地の建築耐震性能要求を上回る基準で設計をし、耐震性能を增強しなければならない。

第 51 条 震災復興再建の中で、文化財保存、自然保護区、野生動植物保護や地震遺跡、遺産保護に係る場合、国家関係法、法令の規定に基づいて執行する。

第 52 条 震災復興再建の中で、物資、工事やサービスの政府購買行為は、「中華人民共和国政府購買法」の関係規定に厳格に基づいて執行しなければならない。

第 6 章 資金調達と政策扶助

第 53 条 県級以上の人民政府は、政府投資、対口支援、社会募集、市場運用などの方式を通して、震災復興再建資金を調達しなければならない。

第 54 条 国家は地震の強度と実際の損害状況などの要素に基づいて、震災復興再建基金を設立し、震災復興再建の特別項目に供する。

震災復興再建基金は、予算資金およびその他の財政資金で構成する。

震災復興再建基金の調達及び使用管理規則は、国務院財政部門が制定する。

第 55 条 国家は、国民、法人その他組織が震災復興再建のため義援金や物資を寄せるよう奨励する。義援金や物資の使用に当たっては寄贈者の意思を尊重するとともに、震災復興再建計画に取り入れる。

県級以上の人民政府およびその部門は寄贈の受託者として、義援金や物資を震災復興再建に活用しなければならない。公益的社会団体、公益的非営利事業機関は寄贈の受託者として、義捐を受けた状況と受託財産の使用管理状況を公開し、政府関係部門、寄贈者と社会の監督を受けなければならない。

県級以上の人民政府およびその部門、公益的社会団体、公益的非営利事業機関が受け入れた義捐については、省級以上の財政部門の統一印による寄贈領収書を寄贈者に出さなければならない。

外国政府や国際組織が提供する震災復興再建資金、物資や救援隊さらに二国・多国間の震災復興再建プロジェクトの実施などについては、国家の関係規定に基づいて執行する。

第 56 条 国家は、国民、法人その他組織が被災地の基礎施設や公共サービス施設の復興再建に対し法

に従って投資するよう奨励する。

第 57 条 国家は震災復興再建について法に基づき税収優遇を行う。具体的規定は国务院財政部門、国务院稅務部門が制定する。

被災地の震災復興再建期間において、県級以上の地方人民政府は法に基づき地方税の優遇措置を実施する。

第 58 条 被災地の各種の公共料金は適切な減免をすることができる。具体的規定は関係主管部門が制定する。

第 59 条 国家は、被災地の建物融資と公共サービス施設復旧再建融資、工業やサービス業生産経営復旧融資、農業生産復旧融資などについて利子補給を提供する。具体的規定は国务院財政部門がその他機関と共同して制定する。

第 60 条 国家は、建設資金を配分する際、被災地の交通、鉄道、エネルギー、農業、水利、通信、金融、市政公用、教育、衛生、文化、放送テレビ、防災減災、環境保全などの基礎施設と公共サービス施設さらに国家安全に関する重点事業の建設を優先的に考慮しなければならない。

地震によって破壊された測量、気象、地震、水文などの施設については、被災地の人民政府は緊急措置をとり、修復に力を傾け、正常な運行を確保しなければならない。

第 61 条 各級人民政府及び政府関係部門は、被災者に対し職業技能訓練、就業斡旋や就業援助を行い、企業や事業機関に条件が合う被災者を優先的に受け入れるよう働きかけなければならない。以工代賑（救済の代わりに仕事を与える）方式を採用して、被災者を震災復興再建に参加させることもできる。

第 62 条 被災地で義務教育を受けている生徒について、その保護者が地震により死亡し、もしくは労働能力を喪失し、あるいは地震により家計が困難に陥った場合、国家は生活費の補助を支給する。被災地のその他の学生については、その父母が地震により死亡し、もしくは労働能力を喪失し、あるいは地震により家計が困難に陥った場合、同じ状況で、当地に所在する学校で、優先して国家援助政策体系に組み入れ援助を支給する。

第 63 条 被災地以外の県級以上の地方人民政府及びその関係部門は、国家と当地の人民政府の手配に基づいて、対口支援など多様な形式を用いて震災復興再建を支援しなければならない。

国家は被災地以外の企業、事業機関に援建（建設の援助）など多様な形式を通して震災復興再建を支援するよう奨励する。

第 64 条 震災復興再建において必要な行政許可手続事項については、許認可権を有する人民政府及び関係部門は、大衆の利便、手続き簡素化、効率向上の原則の下、法に基づきすみやかに処理を進めなければならない。

第 7 章 監督管理

第 65 条 県級以上の人民政府は、下級の人民政府の震災復興再建事業に対する監督検査を強化しなければならない。

県級以上の人民政府およびその部門は、震災復興再建工事の品質や安全及び製品の品質について監督を強化しなければならない。

第 66 条 被災地の各級人民政府は、震災復興再建資金と物資の配分計画、家屋配分計画を確定する前に、あらかじめ調査し、民主的評議を経た後公表しなければならない。

第 67 条 被災地の各級人民政府は、震災復興再建資金と物資の出所、数量、支払や使用状況を定期的

に公表し、社会の監督を受けなければならない。

第 68 条 財政部門は、震災復興再建資金の支払や使用に関する監督管理を強化しなければならない。

発展改革、建設、交通、水利、電力、鉄道、工業や情報化等の部門は、職務分担に応じ、震災復興再建事業の監督検査を行う。国务院発展改革部門は、震災復興再建の重要建設事業の査察を行う。

第 69 条 監査機関は、震災復興再建資金と物資の調達、分配、支払、使用と効果の全過程の追跡監査を強化し、震災復興再建資金と物資の使用状況を定期的に公表し、さらに監査終了後最終的監査結果を公表しなければならない。

第 70 条 被災地の各級人民政府及び関係部門と機関は、建設事業及び震災復興再建資金と物資の調達、分配、支払、使用状況について登録簿に、記録を作成、完備し、建設工事竣工検収時と復興再建終了後、すみやかに建設主管部門もしくはその他関係部門に記録を移管しなければならない。

第 71 条 監察機関は、震災復興再建事業に参画する国家機関もしくは法律、法規によって公共事務職能の管理権限を授かった組織及び人員の監察を強化しなければならない。

第 72 条 いかなる機関や個人も、震災復興再建における違法行為や違反行為に対して、通報する権利を有する。

通報を受けた人民政府もしくは関係部門は直ちに調査し、法的処理を行うとともに、通報者の秘密保持をしなければならない。実名通報については、処理結果を通報人に回答しなければならない。社会的影響が大きい違法、違反行為については、処理結果を社会に公表しなければならない。

第 8 章 法律責任

第 73 条 関係地方人民政府及び政府部門が震災復興再建資金や物資の横領、放置、流用した場合、財政部門、監査機関は自らの職責範囲で、是正措置をとらせ、横領、放置、流用された震災復興再建資金や物資を返還させ、違法所得を没収し、機関に対しては警告もしくは公開批判を行う。直接の責を負う主管者やその他直接責任者は任免機関もしくは監察機関が人事管理権限に照らし法に基づいて、降格、免職ないし除名の処分を行う。犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追究する。

第 74 条 震災復興再建の中で、関係地方人民政府及び政府関係部門が施工機関に工事代金を支払わず、あるいは設計機関、施工機関に耐震性能要求や工事建設強制的標準に反する内容を明示又は暗示し、建設工事の品質を低下させ、重大な安全事故を引き起こした場合、犯罪を構成すれば、法に従って刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合は、直接の責を負う主管者やその他直接責任者に対し、任免機関もしくは監察機関は人事管理権限に照らし、法に基づいて降格、免職ないし除名の処分を行う。

第 75 条 震災復興再建の中で、建設機関、測量機関、設計機関、施工機関もしくは工事管理機関が、建設工事の品質を低下させ、重大な安全事故を引き起こした場合、犯罪を構成すれば、法に従って刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合は、県級以上の地方人民政府建設部門もしくはその他関係部門が「建設工品質管理条例」の関係規程に照らし、法に基づいて処罰を行う。

第 76 条 重大な被害を受けた基礎施設、公共サービス施設やその他建設工事に対して、調査評価をした結果、工品質に重大な問題があると鑑定で確認した場合、犯罪を構成すれば、責任を有する建設機関、設計機関、施工機関、工事管理機関の直接責任者に対し、法に基づいて刑事責任を追究する。犯罪を構成しない場合は、県級以上の地方人民政府建設部門もしくはその他関係部門が「建設工品質管理条例」の関係規程に照らし、法に基づいて処罰を行う。賄賂の授受が疑われる場合、

法に基づいて刑事責任を追及する。

第 77 条 震災復興再建において、社会公共秩序を乱し、治安管理に反する行為があったとき、公安機関は法に基づいて処罰する。

第 78 条 国家の人員は、震災復興再建において、職権を濫用し、職責を軽んじ、汚職をした場合は、法に従って処分する。犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第 9 章 附則

第 79 条 震災復興再建に関し、その他関係法令の適用および関係政策は、国务院が法に基づき別に定めるほか、国务院の関係部門、省級人民政府が各職権範囲で規程を定める。

第 80 条 本条例は公布の日から施行する。